## 奈良県告示第二百七十二号

により、 和四十三年法律第百号) 吉野三町都市計画区域の その案を次の とおり縦覧に供する。 第二十 整備、 開発及び保全の方針を変更するため、 条第二項に お V て準用する同法第十七条第一 都市 計 項の 画 法 規定 (昭

令和三年十二月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一変更に係る都市計画の種類及び名称

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

一 変更に係る都市計画を定める土地の区域

吉野郡吉野町の一部、大淀町及び下市町の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

室並びに吉野郡吉野町、 奈良県県土マネジメント部地域デザイ 大淀町及び下市 町 ン推進局まちづく 都市 計 画担当課 ŋ 連携推進課 用

## 四 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年一月六日まで

## 五 意見書の提出要領

策室 と。 要旨及びその  $\mathcal{O}$ 奈良県県土マネジメン (奈良市登大路町三〇番地) 都市計画の案に 理由を具体的に記載 つい 1 て意見書を提出 部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政 に令和四年一月六日までに必着するよう提出するこ 住所及び氏名を併記 しようとする者は、 した文書一通を知事宛 本案に 9 11 7 の意見 てと  $\mathcal{O}$